平成２９年（フ）第１０４号
岩手県花巻市桜町３丁目68番地１　市営緑ヶ丘アパートＣ棟405号
債務者　西村　英和
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１１７号
宮城県大崎市古川江合錦町１丁目６番41号テラスエンドー103号、従前の住所宮城県大崎市古川福浦３丁目６番36号
債務者　今野　　勉（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
福島県郡山市字名倉316番地　名倉アパート２階
債務者　西内　秀昭
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第４１号
兵庫県洲本市物部３丁目３番41号　ものべハイツ１号
債務者　平本　道生
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０６号
広島県呉市郷原町1944番地
債務者　飯川　雄樹
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第７９号
兵庫県宍粟市山崎町金谷495番地
債務者　藤野　正弘
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４６号
山口県岩国市平田６丁目61番18―201号
債務者　渡邊多恵子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第４８号
山口県熊毛郡田布施町大字川西1264番地１
債務者　新地　悟朗
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第４９号
山口県岩国市美川町四馬神1810番地
債務者　三谷　俊和
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成３０年（フ）第１号
高知県四万十市古津賀3125番地22、旧住所高知県四万十市渡川３丁目12番25　13号
債務者　村山　刃心
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第３９５号
沖縄県那覇市西２丁目12番１―707号　ファミール西町ポートサイド
債務者　中村　秀美（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４０７号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目18番地３久場川市営住宅11―803
債務者　城間　　哲
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６６４号
神奈川県小田原市中村原221番地　サン・ウィング３号室、前住所神奈川県小田原市中村原253番地の９
債務者　中西富士夫
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９４６号
神戸市北区北五葉４丁目７番38号
債務者　仁保加衣佐
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５２号
神戸市北区有野町唐櫃2238番地の10
債務者　洪　　浩幸
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８５号
神戸市垂水区本多聞３丁目１番19―404号
債務者　山本明代こと　金　　明代
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１９号
神戸市東灘区鴨子ケ原２丁目14番13―105号
債務者　那須　和子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部